

平成28年第1回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 4月21日(木曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○承認第 3号 専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険税条例の一部改正)	7
○承認第 4号 専決処分事項の承認について(平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))	7
○仮議長の選任を議長に委任する件について	9
○館林市・板倉町合併協議会の設置請求代表者による意見陳述の日時等の決定について	9
○議案第29号 館林市・板倉町合併協議会の設置について	10
○町長挨拶	23
○閉会の宣告	24
閉 会 (午前11時00分)	24

板倉町告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成28年第1回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年4月1日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成28年4月21日
2. 場 所 板倉町役場議場
3. 付議事件
 - 1) 館林市・板倉町合併協議会の設置について
 - 2) 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）
 - 3) 専決処分事項の承認について（平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林 武 雄 君	2 番	針ヶ谷 稔 也 君
3 番	本 間 清 君	4 番	亀 井 伝 吉 君
5 番	島 田 麻 紀 さん	6 番	荒 井 英 世 君
7 番	今 村 好 市 君	8 番	小 森 谷 幸 雄 君
9 番	延 山 宗 一 君	1 0 番	黒 野 一 郎 君
1 1 番	市 川 初 江 さん	1 2 番	青 木 秀 夫 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成28年第1回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成28年4月21日（木）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第 3号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）
日程第 4 承認第 4号 専決処分事項の承認について（平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
日程第 5 仮議長の選任を議長に委任する件について
日程第 6 館林市・板倉町合併協議会の設置請求代表者による意見陳述の日時等の決定について
日程第 7 議案第29号 館林市・板倉町合併協議会の設置について
-

○出席議員（12名）

1番	小林武雄君	2番	針ヶ谷稔也君
3番	本間清君	4番	亀井伝吉君
5番	島田麻紀さん	6番	荒井英世君
7番	今村好市君	8番	小森谷幸雄君
9番	延山宗一君	10番	黒野一郎君
11番	市川初江さん	12番	青木秀夫君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
町長補佐	中里重義君
総務課長	根岸一仁君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	丸山英幸君
環境水道課長	山口秀雄君
福祉課長	根岸光男君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	橋本宏海君
都市建設課長	高瀬利之君

会計管理者	多田孝君
教育委員会 事務局長	小野田博基君
農業委員会 事務局長	橋本宏海君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	伊藤良昭
庶務議事係長	川野辺晴男
行政安全係長兼 議事事務局書記	小林桂樹

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(青木秀夫君) おはようございます。

ただいまから告示第34号をもって招集されました平成28年第1回板倉町議会臨時会を開会いたします。

なお、本日は報道用の撮影及び30人を超える傍聴人の入場を許可しております。

議場内の皆様には、携帯電話の電源を切っているか確認をお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○議長(青木秀夫君) 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨、申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。今日は多くの傍聴者にご来場いただきまして、まことにありがたく思います。そういうことで、今日は臨時議会を招集をさせていただきましたが、議員各位には年度がわり、各種団体の総会等々を含めて公務多忙な中、こうして全員のご出席をいただき、ご苦労さまであります。

さて、ついこの間とも思える東日本大震災の傷も癒えぬうちに、またご承知のように熊本での大震災がございました。余震か本震か判断がつかかねる大地震が連日続いておりまして、あわせて大きな断層上を震源地が移動しているのだというような専門家のお話も聞こえている中、数日間経過をしているわけですが、まだ予断を許さない状況が続いているようであります。また、残念ながら亡くなられた方も既に40人を超え、多数の負傷者あるいはその数十倍以上に及ぶ被災者に対し、ご冥福とお見舞いを申し上げるところであります。頑張ってくださいたいと、この一語でございます。我が町の対応としては、物資では延着や都度変化する必需品に対応できないミスマッチの可能性もあることから、義援金の募金活動に入ることを協議決定し、既に17日から開始をしているところであります。

さて、本日の議会には、専決処分事項の承認についての承認、3号及び4号、そして議案第29号 館林市・板倉町合併協議会の設置を提案をさせていただきました。

議案第29号につきましては、ご承知のように住民発議について、本日まで合併特例法の定めに従い、淡々と進めてまいったところでございます。世界で最も早く突入する超少子高齢化社会にどう対応していくか。地方創生とはいいいながら、激しい自治体間競争を強いられている小規模自治体として、先々の展望も踏まえ、「あめとむち」を伴ったと言われるさきの国主導の平成の大合併が一見落ちついた今日ではあります。自発的に町民の幸福を見据え、そのための町の方角性を考える貴重な重要な機会と捉えております。要福祉人口の増大と納税人口の減少の時代突入を踏まえ、経常経費等の効率傾向が予測される中、行政サービス低下を招くおそれの軽減策とも言える最大の対応策とも言える合併についての話し合いの場をつくれという発議者の意向を可とするか、否とするかの議案であります。よろしくご審議をお願いを申し上げますとともに、自治体間の問題でもありますので、紳士的なご議論をお願いをできればと思います。

よろしくお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○諸般の報告

○議長（青木秀夫君） それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承ください。

次に、今臨時会に付議される案件は、専決処分事項の承認2件、館林市・板倉町合併協議会の設置議案1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（青木秀夫君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

11番 市川初江さん

1番 小林武雄君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（青木秀夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、4月12日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、黒野一郎君。

[議会運営委員長（黒野一郎君）登壇]

○議会運営委員長（黒野一郎君） おはようございます。それでは、本臨時会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、4月12日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日1日のみとします。

議事日程ですが、承認第3号及び第4号について、それぞれ提案者から専決処分事項の説明の後、審議決定を行います。

次に、仮議長の選任委任について決定いたします。

次に、意見陳述の日時等について決定いたします。

さらに、議案第29号について、提案者から議案説明の後、合併協議会の設置請求者代表による意見陳述を行い、その後、審議決定を行い、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（青木秀夫君） お諮りいたします。

今臨時会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、今臨時会の会期は委員長報告のとおり本日1日のみと決定いたしました。

○承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（青木秀夫君） 日程第3、承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、早速でございます。承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）についてであります。

本件につきましては、「平成28年度税制改正の大綱」において、国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者に対する軽減措置を見直す方針が示されたことにより、地方税法施行令が平成28年3月31日に公布をされました。

そのため、板倉町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分を行わせていただいたものであります。

今回の改正内容でございますが、課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得についても引き上げを行ったものであります。

この件につきましては、以上のとおりでありますので、改めての課長の説明は必要と思っておりません。よろしくご審議をいただきたくお願いを申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

○承認第4号 専決処分事項の承認について（平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

○議長（青木秀夫君） 日程第4、承認第4号 専決処分事項の承認について（平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、承認第4号、同じく専決処分事項の承認について（平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））についてであります。

本件につきましては、平成28年3月31日付にて専決処分を行わせていただきました。平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について承認を求めるものでございます。

本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,242万円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億9,373万2,000円とするものでございます。

今回の補正及び専決処分の理由につきましては、予想以上の医療費の伸びにより、保険給付費に不足が生じたことにより予算措置が必要となったためでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜ればと思います。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） それでは、承認第4号、平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

今般の補正につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、27年度の最終支出となります平成28年2月診療分の医療費がインフルエンザの流行等によりまして、予想以上の伸びとなり、予算額に不足が生じたため、群馬県国保連合会への診療報酬等の支出に必要な額を急遽補正をさせていただいたものでございます。

歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,242万円を追加いたしまして、歳入歳出総額を23億9,373万2,000円とさせていただきます。

議案書の処分書のほうの2ページ、3ページ、4ページ、5ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます、6ページをお願いいたします。歳入につきましてはでございますが、国から交付されました医療費等に対します負担金を3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金に1,242万円を追加いたしまして、歳出の財源とさせていただきます。

次に、7ページ、歳出の2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費に731万円の追加、同じく2目退職被保険者等療養給付費に511万円の追加は、それぞれ平成28年2月診療分医療費等の実績によります群馬県国保連合会への診療報酬等の支出に必要な額の追加ということでございます。

以上、簡単でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。
これより承認第4号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。
よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

○仮議長の選任を議長に委任する件について

- 議長（青木秀夫君） 日程第5、仮議長の選任を議長に委任する件についてを議題とします。
お諮りいたします。審議の都合のため、地方自治法第106条第3項の規定に基づき、今会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、今会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

それでは、仮議長に10番、黒野一郎君を選任いたします。

それでは、議長交代のため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時19分）

再 開 （午前 9時21分）

〔議長、仮議長と交代〕

- 仮議長（黒野一郎君） 再開いたします。

○館林市・板倉町合併協議会の設置請求代表者による意見陳述の日時等の決定について

- 仮議長（黒野一郎君） ただいまから青木議長にかわりまして、議事を進めてまいります。
日程第6、館林市・板倉町合併協議会の設置請求代表者による意見陳述の日時等の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。市町村の合併の特例に関する法律第4条第6項及び同施行令第12条第1項の規定による意見陳述については、本議場において本日午前9時35分、議案第29号における提案者からの議案説明の後に行うことに決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 仮議長（黒野一郎君） 異議なしと認め、請求代表による意見陳述については、本議場において本日午前9時35分、議案第29号における提案者からの議案説明の後に行うことに決定しました。

なお、この件に関し、手続をいたしますので、この間暫時休憩いたします。

再開予定は9時30分とし、手続終了次第、再開いたします。

〔12番（青木秀夫君）退場〕

休憩 (午前 9時23分)

再開 (午前 9時30分)

[12番(青木秀夫君)入場]

○仮議長(黒野一郎君) 手続が終了したので、再開いたします。

○議案第29号 館林市・板倉町合併協議会の設置について

○仮議長(黒野一郎君) 日程第7、議案第29号 館林市・板倉町合併協議会の設置についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原実君)登壇]

○町長(栗原実君) それでは、議案第29号 館林市・板倉町合併協議会の設置についてということで、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、館林市と板倉町の合併に関する協議を行うため、規約を定め合併協議会を設置することについて地方自治法第252条の2第3項の規定により議決を求めます。

また、市町村の合併の特例に関する法律第4条第5項の規定により、合併請求市町村の長として意見を付するものであります。

規約につきましては、名称を館林市・板倉町合併協議会とし、会長・副会長に両市町長、委員には両議会からそれぞれ正副議長を含む代表5名、学識経験者、協議会設置請求代表者及び行政関係者として副市町長・教育長・職員となっており、その他、合併協議会設置・運営に必要な条項を規定しております。

合併問題につきましては、私が町長就任以来、公約として推進してまいったところであります。平成22年に実施をいたしました合併アンケートでは、賛成・どちらかといえば賛成が46%、反対・どちらかといえば反対が19%であり、賛成者の希望としては館林市・明和町・板倉町の1市2町での合併を望む意見が最も多くありましたが、その後議論が進んでいない状況でありました。

このような状況の中、今般の1市1町での住民発議による合併協議会設置の直接請求がありましたことは周知済みでございます。長期的な視点から本町の将来を熟慮するとき、人口減少、少子高齢化は避けられない状況であり、生産年齢人口の減少による財政力の脆弱化が心配されるところであります。さらに、広域的な行政需要の増加や行政サービスの多様化が求められていると考えております。

1市1町の合併協議会につきましては、まずは設置をし、合併の是非も含めて合併に関する事項を具体的に協議することが必要であると考えております。

以上、館林市・板倉町合併協議会の設置について、私の意見も含めてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

これについては、課長の説明はございません。

○仮議長(黒野一郎君) 説明が終わりました。

これより合併協議会の設置請求代表者による意見陳述を行います。

準備をいたしますので、この間暫時休憩いたします。

[12番（青木秀夫君）退場]

休憩（午前 9時34分）

再開（午前 9時35分）

○仮議長（黒野一郎君）再開いたします。

合併協議会の設置請求代表である板倉町朝日野

青木秀夫さんによる意見陳述を行います。

青木秀夫さん、議場にお入りください。

[請求代表者（青木秀夫さん）入場]

○仮議長（黒野一郎君） それでは、青木秀夫さん、登壇し、意見陳述をお願いします。

[請求代表者（青木秀夫さん）登壇]

○請求代表者（青木秀夫さん） おはようございます。私は、このたびの板倉町と館林市との法定合併協議会設置請求を発議しました「板倉・館林一市一町の合併を考える会」の代表者であります青木秀夫と申します。議員の皆様には意見陳述という機会をいただきまして、心より感謝申し上げます。

初めに、このたびの住民発議による法定合併協議会設置請求に至った経緯から述べさせていただきます。平成の市町村合併の機運が全国的に盛り上がっていた平成15年、館林市・明和町・板倉町の1市2町で事務レベルの合併研究会が設置されましたものの、たった1回だけの開催ということでしたという記録が残っております。その後、平成19年4月に、安楽岡館林市長の誕生により、同年末より平成20年にかけて館林市長、安楽岡市長の安楽岡私案が示され、館林市議会あるいは館林商工会等を通じて、いろいろなルートを通じて1市4町の合併の提案の働きかけはありましたが、公式協議の設置の実現に至りませんでした。その時期、平成20年10月、板倉町においては町長選が実施されました。現職、新人の両候補とも公約の1番に合併推進を掲げた選挙戦を展開しました。その結果、新人候補の現栗原町長が誕生したのです。

栗原町長は、その選挙公約に基づいてか、平成22年9月、合併に関する町民意識調査、いわゆるアンケート調査を実施しました。その結果、合併に賛成と、どちらかといえば賛成で46%、合併に反対と、どちらかといえば反対が19%、どちらとも言えないが30.7%という結果から、多くの町民が合併を望んでいることが読み取れたのです。ただ、1市1町の合併は、1市2町、1市4町構想に比べて賛成者が少ないということで、合併論議が進展しないまま5年の月日が経過したのです。

そういう5年間という時間の中で、館林市長、板倉町長、両首長間で1市1町だけの先行合併もという非公式な話し合いがたびたびされてきた経緯があります。そういう中で平成27年、20歳から49歳を対象とした板倉町のまちづくりに関するアンケート調査という中で、この合併についての部分の調査がありました。その調査の結果によりますと、合併に賛成47%、合併に反対20%、どちらとも言えない31%と5年前のアンケート結果と同様の数字が示されたのです。

さらに、その合併の賛成者に対して館林市との1市1町の合併について賛否を問いましたところ、合併賛成者の83%が館林市との1市1町合併に賛成であるということがわかったのです。そのようなアンケート調査結果があるにもかかわらず、合併の是非を公式の場で協議することなく、町民の意思を放置したまま、問題を先送りしていることは、この執行部、議会ともに責任の放棄と言わなければなりません。

そして、この5年間の間に、平成23年、27年と2回の町議選も実施されました。その際の選挙公報等において、合併推進あるいは合併検討を公約に掲げている候補者が数名いたこともあってか、合併を望んでいる町民から、合併の進展状況はどうなっているのか、合併推進を催促する声が強くなってきたのです。そのような背景、空気の中で合併特例法を用いて館林市を合併対象とする板倉町の1市1町の法定合併協議会設置請求を目的とする「板倉町と館林市の合併を考える会」を結成したのです。1市1町より1市2町、1市4町の広域合併が望ましいことを承知の上で、当事者、関係者は少ないほうがスピーディーに物事は進展するだろうということで、1市1町の合併を先行することを選択したのです。考える会の有志のご努力で法定合併協議会設置請求に必要な50分の1以上、647名の有効署名をいただいて、法定合併協議会の設置の請求となり、館林市の決断もあって、合併特例法の手順に従って現在に至っているところです。署名数が少ないという意見もあるようですが、合併を望んでいる町民の純粋な願いを酌んでいただいて、議員の皆様には合併協議会設置について、正しいご判断をいただけますことをお願い申し上げます。

さて、前置きが長くなって申しわけありませんが、あと10分ぐらいかかると思いますから、ご辛抱いただきたいと思えます。

ここで、このたびの法定合併協議会設置請求の趣旨を述べさせていただきます。板倉町と館林市は隣接している上に、歴史的にも、文化的にもつながりが深く、自治体間の枠組みを超えて医療、福祉、教育、日常生活全般にわたって密接な関係にあります。近年の交通通信手段の著しい発達、生活圏の広域化となり、住民の交流機会を格段に増やしています。そういう中で、行政分野における広域化が先行していると言えます。医療、福祉、この消防をはじめ水道事業、汚水処理、ごみ処理事業、国民健康保険など住民生活の主要部分が広域行政化をしているところどころです。また、広域行政化が間もなく実現するところもあります。しかし、この事業ごとの広域行政は、合併に比べて二重行政、事務の複雑化を招いて、必ずしも効率化という目的を果たしているとは言えません。平成の合併が全国的に進められた背景の最大の理由は、この少子化、高齢化、人口減少社会が予測されたからです。その少子高齢化、人口減少社会は、予測どおり確実にやってきました。さきの国勢調査で証明されています。納税者の減少、医療・福祉費の増大は現実視される中で、直面する課題を克服しながら、行政サービスの維持を図っていくには、効率的な行政運営を心がけるとともに、行財政基盤の安定が求められています。

地方行政を取り巻く環境は、先に進むほど厳しい状況が予測されています。そのような将来予測を踏まえて、国、地方一体となつての行財改革を目的とした平成の大合併が実現したのです。平成の大合併が一段落した今でも、国は合併特例法を延長してまで市町村合併を推進しようとしています。少子高齢化、人口減少は確実に進んでいます。板倉町の平成27年度の出生数がたったの56人です。参考までに過去を調べてみますと、昭和23年度の出生数が何とこれ586人、昨年、平成27年度の10倍です。町制施行時の60年前、昭和30年の出生数386人、40年前、昭和50年の出生数が268人、20年前、平成7年が159人、そして昨年平成27年が56人と、この一連の少子化の傾向、流れは何を物語っているか。中でも昨年の出生数56人は、将来に向けてさまざまな問題を提起していると考えられます。日本の高度経済成長の原動力となったのが戦後のベビーブーム世代とするならば、この少子化は逆の現象、この低成長、経済縮小化を招くことも予測されています。これから前人未到の人口減少社会に向かって、行政の枠組みのみならず、この社会全般の見直しは、これ避けて通れないはずで、この人口減少になっても、その地域の河川や道路は変わらず存在するわけですし、経費

は高齢化社会を迎えるに当たって、さまざまな行政需要、財政需要も増えてくるわけですので、将来と同じ少子高齢化になって、人口減少社会になっても、経常経費はそんなに減らすわけにはいかないはずで

合併の枠組みについては、館林・邑楽一体の広域合併が望ましいと考えられますが、その第一歩となればと、館林・板倉、1市1町の法定合併協議会の設置請求を先行させたのです。今後館林・邑楽全域の合併実現が進展することを期待するものであります。できることから、第一歩からの踏み出しがゴールへの近道と考えています。

終わりに、署名していただいた町民の皆様、署名活動に協力いただいた考える会の有志の皆様、請求手続を支援していただいた板倉町の職員、法定協議会を前向きに受けとめて、議会へ付議する決断をしていただいた館林市安楽岡市長、法定協議会設置議案に賛成していただいた館林市議会議員の皆様、そして今日に至るまでいろいろとご協力、ご支援いただいた多くの関係者の皆様に「板倉町と館林市の合併を考える会」の代表者として深く感謝申し上げます。板倉町議会の皆様には、町民の願いを酌んでいただいて、館林市・板倉町合併協議会の設置する案に賛同いただけますことを念じて、意見陳述とさせていただきます。

長時間ありがとうございました。

○仮議長（黒野一郎君） 意見陳述が終わりました。

請求代表者である青木秀夫さん、ありがとうございました。

退場をしてください。

[請求代表者（青木秀夫さん）退場]

○仮議長（黒野一郎君） ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 （午前 9時56分）

再 開 （午前 9時57分）

[12番（青木秀夫君）入場]

○仮議長（黒野一郎君） 再開いたします。

これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○仮議長（黒野一郎君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

6番、荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 6番、荒井です。法定合併協議会の設置につきまして、反対討論を述べたいと思います。

反対理由としまして、何点か申し上げたいと思います。

まず、第1点目ですけれども、結論的に言えば、まず時期尚早であるということです。合併特例法第3条によりますと、「市町村が合併しようとするときは、法定の合併協議会を設置し、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成、それからその他合併に関する協議を行う」とあります。つまり法定合併協議会の設置は、合併が前提でありまして、合併をしたいからこそ、その準備のために法に定めた方法で合併の準備を

行う機関であると私は認識しております。町提出の意見書の中で合併の是非を含めて合併に関する事項を具体的に協議するとありますが、合併の是非につきましては、最終的には住民の判断に委ねるべきであると思っています。そこで、その住民の判断材料、それをいかに求めるかですが、あくまであえて言うならば、法定協議会ではなく、法に制約されない任意協議会等で合併の必要性、それから効果の検証、将来構想などを詰めるべきであると思っています。板倉町全体で合併したほうがよくなるというコンセンサス、合意、そういったものがとれていない状況で合併の判断材料を求めるという安易な気持ちで法定協議会を設置することは、私は早計過ぎると思っています。

第2点目ですけれども、今、板倉町は行政区の再編、それから小学校の統合、そういった新しい時期を迎えています。行政区の再編につきましては、新たなコミュニティ形成に向けて第一歩を踏み出そうとしています。恐らくこれが軌道に乗るには、早くて二、三年かかると考えております。また、今後5年間を見据えた地方創生に係る板倉町総合戦略、それにしましても板倉町の地域性と、それから特色を踏まえて策定し、これから推進されるものと考えております。こうした新しい、新たな時期を迎えている中で、大切なことは、法定合併協議会を設置し、合併のための審議、そういったものを重ねることではなくて、今の板倉町の現状を踏まえて、住民と協働しながら、さまざまな課題解決に向けて私は全精力を傾けるべきであると思っています。

最後になりますが、3点目ですけれども、今は法定合併協議会で合併云々を考えるより、板倉町の資源を活用し、いかに活性化を図っていくか。ご存じのように板倉町には歴史、文化をはじめ渡良瀬遊水地、国選定の重要文化的景観、それから東洋大学等さまざまな地域資源があります。これは近隣市町村にはない地域資源です。こうした地域資源をいかに活用し、板倉町としての地域ブランド、これを構築することが私は現在最優先であると思っています。今は、地に足をつけまして、将来に向けて邁進するべきでありまして、当面は合併ではなく、政策的に広域でできるものは広域連携で進めるべきだと思っています。

以上の理由から、今回の法定協議会の設置につきましては、現時点では反対するものです。

以上です。

○**仮議長（黒野一郎君）** 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、延山宗一君。

○**9番（延山宗一君）** 9番、延山でございます。合併の賛成の立場から討論をさせていただきます。

今般、1市1町合併に向けての法定協議会設置は、大変重要なものと考えております。合併につきましては、2004年、明和、邑楽を含む4市町での話がありましたが、進展しなかった経緯があります。しかし、今般、「板倉・館林一市一町の合併を考える会」会長、青木秀夫氏により発足され、合併協議会の設置のための住民発議が行われました。設置請求に必要な署名を集め、町へ提出、館林市へと合併協議会設置について付議をされました。4月15日、館林市議会臨時会が開催され、法定協議会設置案は可決に至っております。

では、なぜここで合併について機運が高まってきたのか、なぜ合併が必要なのか、その背景の一つに、国は昨年「まち・ひと・しごと創生法」を制定、将来の姿、そして今後の目指すべき方向が示されました。板倉町の人口を分析、平成22年国勢調査の結果を基準としまして、将来の人口を推計、本町の人口、平成22年1万5,700人、10年後になりますと1万4,200人、25年後になりますと1万2,200人まで減少の予測がされます。また、少子高齢化も一挙に進み、町の財政負担は増大すると思われれます。あわせて住民の暮らしに直結

するインフラ整備、社会保障などに影響が出てくることが想定されることとなります。加えて、二重行政により、人口減少は小さな町になるほど財政を圧迫してくることになります。現在、それぞれの自治体において広域化が進んでおります。邑楽・館林においても、広域事業として消防組合、衛生施設組合、医療事務組合、水道におきましては、今年から3市5町、太田市、みどり市、館林市、そして邑楽5町、群馬県東部広域水道組合企業団とした事業がスタートいたします。共済組合も群馬県一本で事業が実施をされております。それぞれの事業の広域化を進め、無駄を省いた行政運営を実施していかなければ維持できないくらいのところまで来ているということになります。

群馬県、現在35市町村あります。以前は県内町村の部の中で59ありました。合併特例の機運により合併を繰り返し、現在23の町村となっております。しかし、神流町や、みなかみ町は、合併し、新しい町と生まれ変わった町ということになります。合併を経験していない町村としては19ということでございます。その中に邑楽5町があります。また、合併したくてもできない町、例えば嬭恋、これは邑楽・館林よりもっと広いということがございます。地理的な問題や、それぞれの理由により合併できないところが残っている、こんな現状となっているわけです。

今般、住民発議によりやっと合併について初めて議論が交わされる場ができたと思っております。まず、合併には相手があるということになります。お互い安定した行政運営が実施されているときこそ、議論を始めるべき、そういうふうに思います。住民サービスが低下するようになってからでは、合併の議論するのは非常に遅くなるということになります。合併に向かうことは、不幸になるためではないということです。少しでも今よりも悪くならないように、今以上の暮らしができるように踏み出さなければならないというふうを考えております。法定協議会の設置は、合併に向けての入り口であります。設置することにより、一つ一つの事業、そして項目をすり合わせ、そしてその結果、スタートラインに着くということでございます。テーブルに着くことがまずスタートということです。メリット、デメリットとの比較をするのではなくて、町民にとって何が必要なのか、何が大事なのかを考えなければならないということです。1市1町の法定協議会設置は、本町の長期的な将来を見据える重要な局面であると思っております。皆さんには自覚と責任を持って議論していただくよう期待申し上げ、賛成討論といたします。

○仮議長（黒野一郎君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

8番、小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） 8番、小森谷でございます。ちょっとお時間のほうがかかりますので、その辺ご容赦願いたいというふうに考えております。

今回、合併協議会設置については、当然反対の立場ということでご意見を申し上げたいというふうに思っております。基本的には、先ほど町議会の選挙で云々というふうなお話がありました。その中で私も基本的には合併は必要であろうというふうには考えております。しかしながら、今回の1市1町の合併協議会設置については、次の4点から反対を申し上げたいというふうに考えております。

まず第1でございますけれども、当町における合併に関する意識でございますが、先ほどから何回か繰り返されてお話があり、重複する点もございませうけれども、その点についてはご容赦を願いたいというふうに考えております。町民の皆様におかれましても、合併については大変関心があるものと推察をいたしております。先ほどもお話がありましたように、平成22年の9月に実施をされました町民の意識調査の結果では、

管内、館林・邑楽1市5町があるわけでございますけれども、その中で1市1町の合併は賛成が16.7%、想定が難しいとされる1市5町が20.8%、1市1町の合併賛成については、その不可能と考えられる1市5町の合併の20.8%さえ下回っていると。特に町民の意識は1市2町の合併を望み、先ほどからもお話がありますように、54.7%を示しており、半数を超えておる。1市1町については少数意見でございます。これも若干重複するわけでございますけれども、先般実施をされました地方創生に伴う町民意識調査の中で、特にこの合併に関して20歳から49歳限定ということで、他市町との合併についての問いかけがされております。50歳以上が除外されており、適切な数字把握とは私は言えないと思っております。詳細は別ですが、アンケート結果からは当然のことながら、合併についてわからないと、第一義的にはわからないということでの返答が31%、先ほどお話がありましたように、次いで賛成が25%、どちらかといえば賛成が22%、どちらかといえば反対及び反対が20%、基本的にはこの地方創生に伴うアンケートについては、若干バランスを欠いている状況であり、何の情報提供もなく、単に合併について問いかけた結果であると認識をいたしております。

その中のアンケートの中でも、理由がですけれども、行政全般のサービス向上が期待できる、あるいは規模が大きくなると効率的なまちづくりが可能あるいは行政運営にかかわる経費の削減等が挙げられておりますが、これは感覚的な状況でやはり判断せざるを得ないという町民意識のあらわれであるというふうに感じております。ある機関、具体的に申し上げますと、財団法人の日本都市センターの資料によれば、合併した最大の理由は、財政問題から始まり、地方分権の推進、少子高齢化、住民ニーズへの対応及び行政改革と、このような順番になっているというような調査結果が出ており、町民ニーズへの対応を求める町民要望との乖離は明白でございます。以上が1点でございます。

2番目でございます。これも平成の大合併のあり方でございますけれども、全国的な合併議論は平成11年に市町村合併の特例に関する法律が強化され、第1段階が平成11年から17年、第2段階が18年から22年とされ、22年以降も制度的に多少の変更はあるものの、継続をされているというのが現状でございます。当時の合併特例制度の最後の年に当たる平成17年に合併自治体がピークを迎えております。国の指針では最終的に1,000の自治体を目指そうということで活動が行われたわけでございますけれども、基本的には約3,200市町村が約1,740市町村に、約半数になったというふうな経緯がございます。先ほど町長の言葉の中に、「あめとむち」という合併推進というお言葉がありました。特に今回の17年度前後、16年、17年、このあたりについては「あめとむち」という合併推進との言い回しが盛んに言われたわけでございます。国と都道府県による強力な推進は、それは平成16年と申しますから、私が議員になる前の話でございますが、地方交付税あるいは臨時財政対策債の大幅な削減、いわゆる地財ショックというものが16年に起こっております。地方公共団体はその節に交付税等が減額されるといういわゆる地方公共団体にとっては、財政危機に直面をしたという現状でございます。その中で、全国町村会の合併に関する調査の中でも、合併の最大理由は、財政問題であったと報告をされております。合併を前提に手厚い財政措置、いわゆる合併算定がえの期間延長、合併特例債制度創設等保護政策が実施された経緯がございます。

先ほど申し上げましたように、民間のシンクタンクや全国町村会等の機関においても、合併についていろいろ検証がされ、賛否の意見が分かれているところでございます。国では、合併による財政力強化に一定の評価を示し、平成22年をもって一区切りといたしております。今後の人口減少、少子高齢化に歯どめをかけるため、地方創生による地域の活性化政策を打ち出したとも言われております。しかしながら、今回の法定

合併協議会が設置されるということは、事実上合併に向けて第一歩を踏み出すことであり、中身的には任意とは大きく違った中身で当然議論がされるわけでございます。合併の是非を問うという性格のものではなく、推進を前提にした協議会あるいは議論の中身になるかと思えます。

失礼いたします。長くて済みません。3番目になります。当町の現状でございます。当町においては、先ほどお話がありましたのですが、行政区の再編が完了し、本年4月より再編された形で運営がスタートいたしております。また、当町においては総合的で計画的なまちづくりを進めるため、板倉町実施計画の後期事業計画が策定され、国の地方創生事業に伴う総合戦略と相まって、本年度より本格的に事業展開がされ、新たなまちづくりのための予算も生まれ、大きく前進する形となっております。既存事業の国道354バイパスあるいは八間樋橋、こういったものについては、通常どおり、計画どおり進行しているというふうに思っております。しかしながら、役場庁舎、新庁舎建設については、若干こういった環境の中で判断が分かれるところになるかと思えます。役場新庁舎建設については、合併議論が順調に進展し、締結された場合には、近隣自治体の例を見るまでもなく、支所機能としての扱いとなり、現状計画されている規模の庁舎は不必要な状態が想定され、一部には税金の無駄遣いと指摘を受けかねません。合併推進と庁舎建設は、矛盾するとは言いがたいですが、多少今後の検討課題になるであろうというふうに考えております。

また、先ほどからご案内の少子化に伴う小学校の再編統合計画も平成30年、32年と目前に迫っております。特に直近の乳幼児の出生数を考えれば、4校から2校で終了ではなく、1小学校・1中学校を視野に入れた政策が検討され、解決されなければならないというふうに考えております。今後幼児教育から小中の教育環境を整備し、子育て世代の期待に応えるためにも、子供の福祉政策、子育ての環境の整備等を積極的に展開する必要があります。また、現状1市2町で進められているごみ処理の広域化に伴い、来年の春には資源化センターが廃止になり、当町にはリサイクルセンターが設置されます。

このように学校の再編統合あるいはごみ処理施設の広域化など、それらの事業が実施された後には、各学校の空き校舎の再活用あるいは資源化センターの跡地の再利用等における施策が求められることとなります。一般的に、全国的には空き家対策が問題視されておりますが、当町では学校等を含めた公共施設の空き家の再利用計画も浮上します。そういったそれらの対策をしないまま合併を推進してよいものでしょうか、疑問が残ります。合併することが目的ではなく、合併は新たなまちづくりの手段であります。今申し上げたような内容は、ごく一部でございますが、それらの解決試案が合併構想の中で実現できるのかどうか疑問に感じております。

法定合併協議会の中では、市町村基本計画なるものが作成され、その中で当町の課題が議論されることは想像できますが、合併は当町における諸課題の解決の道筋をつけてからでも遅くはないと考えております。先ほど申し上げましたが、合併是非の中で、本質的な議論がされない中で、財政的にも大きく貢献するというようなご意見もございましたが、1市1町の合併の中では、住民から望まれるような財政力強化、効率的な財政運営、住民福祉サービスの維持向上等にはつながらないのではないかと考えております。館林市、板倉町から出される決算カードから決算状況を単年度ではなく、経年的に調べれば、よく話題になる積立金、いわゆる貯金や地方債残高、いわゆる借金、財政力指数、経常収支比率等を精査すれば、財政上の主要な数字や指数が示されており、確実な成果を実感できるかどうかは疑問でございます。

長くなって恐縮です。最後になります。4番目でございます。当町では住宅販売用地を用途変更して、企

業誘致を積極的に進めてまいりました。現在、進出決定、工場の建設あるいは操業を開始している企業は11社に上り、確かな進捗を見せております。企業が進出すれば、税金等が町に入ると考えますけれども、各自治体も企業誘致活動を積極的に展開し、進出企業に有利な条件を提示しております。現状ではいただいた税金を奨励金として進出企業に返しております。しかし、5年を経過する中で、既に操業を開始されている企業からは、税金として町の収入になりつつあります。また、今後は今まで奨励金制度の条件を変えまして、新たな奨励金制度の条例改正により、1年目から進出された企業から一定の税金が町の収入とされるようになったと伺っております。奨励金制度による奨励金の支払い額も本年度あたりがピークを迎えると伺っております。今後は税収の伸びが期待され、財政運営上も大きく貢献するものと思っております。しかしながら、まだまだ当町を取り巻く環境は依然厳しいものがあるかと思っておりますけれども、合併が全ての諸課題を解決してくれるとは限りません。合併をしなくても、現状を冷静に分析、検討して、町を元気にできるものと確信をいたしております。当町における現状の諸課題の解決に1市1町の合併構想はそぐわないと私は考えております。いわゆる合併については、平成の大合併が終了して、いろいろ検証等がされております。今、合併についての議論は、次のような考え方で進められております。

新しい考え方や新たな枠組み、規模を明確にして地域の課題を解決するための政策を実行できる仕組みづくりであるとも言われております。単に直近の財政が厳しいというだけで、やみくもに合併に走ることなく、地方行政の姿・形を問い直すときに、市町村合併を検討あるいは合併をする意義があると言われております。最近、国が示した基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申によれば、今後基礎自治体による行政サービスの提供については、市町村間の自主的な合併や広域連携共同処理方式を推進し、最も適したものを選択すべきといたしております。新たな広域連携について、これは直近の平成24年の12月あたりに発表された国の指針でございますけれども、市町村の事務処理のあり方についての意向は、合併による行財政基盤の強化を目指した自治体は5.4%、周辺市町村との共同処理は46.9%、あるいは小規模自治体、当町よりも少なく二、三千人規模の自治体を指しているというふうに報告されておりますけれども、単独町ではできないので、都道府県処理をお願いをするということで、基本的なものだけを町の自治体あるいは村の自治体でやると、これが33%であると報告がされており、合併が唯一の手段である対応ではなく、市町村の多様性を前提にして、それぞれの市町村がみずから置かれた現状や今後の動向を踏まえた上で、その課題に適切に対処できるような必要があると言われております。国の考え方も実現できるかどうかはわかりませんが、合併ありきの選択ではなく、新たな広域連携の仕組みとして、人口5万人以上の定住自立圏構想や人口20万人以上の地方中枢拠点都市も今後のあるべき姿として示しております。

平成20年5月には、館林市の現市長の安楽岡さんが安楽岡私案を発表いたしております。実現はしなかったものの、今申し上げたような内容に近いものかと思っております。館林・邑楽4町による15万都市構想の提案でございました。その節には大澤知事にも合併研究会設置の要望もされたと伺っております。このように大局的な見地から、合併議論を展開することが必要であると感じます。そのような中で、単に1市1町の合併については、何回も繰り返し申し上げますが、疑問を呈さざるを得ません。

今回の法定合併協議会設置に向けてのスケジュールでは、館林市・板倉町の両首長の議会の日程の議論であり、過去アンケートはとったものの、町民からしてみれば余りにも唐突的な合併議論であり、理解できないとの声もございます。この法定協において館林市・板倉町の合併協議が順調に進展すれば、制度的には住

民投票などのような直接的な住民との対話はなく、合併に進むこととなります。

よって、今回の1市1町の合併協議会設置については反対を申し上げます。

以上でございます。

○仮議長（黒野一郎君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

11番、市川初江さん。

○11番（市川初江さん） 11番、市川です。賛成討論をいたします。

今回の住民発議による合併協議会設置に関する請求は、真摯に重く受けとめなければならない大切な住民発議であります。少子高齢化、人口減少社会が加速する今日、納税者の減少、医療・福祉費の増大、そして国家財政の悪化が進む中、直面する課題を克服しながら、行政サービスの維持向上を図っていくには、効率的な行政運営を心がけるとともに、行政基盤を強化する必要がございます。小さな町である地方行政を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。町では平成22年9月、合併に関するアンケート調査をいたしました。27年にもしているわけでございますけれども、大体同じ、合併賛成が46%、反対が19%という結果でした。多数の町民が合併を望んでいることが読み取れます。

館林市と板倉町はいろんな面でかかわりが深く、特に行政の広域化は、医療、消防、農協をはじめ水道事業、ごみ処理事業、国民健康保険など効率化を目指して住民生活に密着した主要分野まで広がっています。また、火葬場に関しては、本当に長年館林市にお世話になってきています。町内においても中学校が1校になり、5つあった保育園が北と西の2園になり、今、小学校も4校から2校になる方向です。区の合併も決まって4月からスタートしております。また、27年度は1年間で子供が町全体で56人しか生まれていない状況です。町単独では何一つできない状況もあります。いろんな面で合併を真剣に考えざるを得ない状況があります。館林市となると、イメージもよくなり、ニュータウン販売にも、企業誘致にもよい方向性になるのではと考えられます。板倉町が自立して行政運営をしていくための財政力強化、コスト削減、多様化するニーズへの対応、人口減少、少子高齢化社会の到来等々を考えたとき、10年、20年、30年後の私たちの子や孫の代にツケを残さないように、きちっとした方向性を示していくことは私たち大人にとって大事な仕事だと思っております。

このたびの合併協議会の設置は、住民発議による直接請求です。将来のある子供たちのため、町の発展のため、住民のお幸せのため、そして安心・安全の確保のため、出遅れないよう進めていかなければなりません。ゆえに今回の住民発議は、真摯に重く受けとめるべきと考え、法定合併協議会設置に対しては賛成いたします。

以上で私の賛成討論を終わります。

○仮議長（黒野一郎君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

5番、島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） 5番、島田麻紀です。よろしく願いいたします。私も反対討論をさせていただきます。

まず初めに、先ほども荒井議員さんからありましたように、住民の判断に委ねるべきという観点から、私は住民投票をするべきだという考えを持っております。先ほどからアンケートの結果を提示されていますが、こちらのアンケートというものは、やはり一部に抽出された人たちのアンケート結果ということもございま

す。今現在の1市1町による合併を町民の皆様に意思を確認するべきだと思っております。また、住民投票により、時間とお金がかかるということもございますが、あえてここは時間とお金をかけるべきだと私は思います。

そして、先ほどからお話があるように、小学校の再編等も始まったばかりで、子を持つ親にとっては不安が残るものとなります。そして、庁舎建設も設計が大詰め段階にまで来ております。そういったことももう少し時間をかけて行うべきだと私は思います。そして、何よりこの合併協議会の設置について、住民は新聞やマスコミからの情報で知り、町からの情報がない中、住民置き去りのこのあり方に疑問を持っております。

以上のことから、私は町民主体のまちづくりを切に願い、合併協議会設置について反対討論とさせていただきます。

○仮議長（黒野一郎君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

[発言する人なし]

○仮議長（黒野一郎君） ほかに討論はありませんか。

12番、青木秀夫君。

○12番（青木秀夫君） ほかになければ、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほどからアンケート調査結果は余り参考にならないと、住民投票をやれというような意見もありますが、民主主義ですから、それが一番ベストな仕組みであるわけですから、やはりアンケート調査もかなりの人数の人を対象にして行われておるわけですから、その信頼性は非常に高いと思うのです。22年に実施されたアンケート調査は、全戸5,000戸が対象とされた結果ですし、昨年行われた20歳から49歳までのアンケート調査も抽出調査とはいいいながら、対象者5,000名のうち2,000名を抽出してのアンケート調査ですから、これはかなり精度が高いと思うのです。よく世論調査とか、アンケート調査といいますが、後ろに報道関係の方もおりますけれども、NHKの世論調査なんていっても、全国1億2,000万の人を対象に1,600人のアンケートをとって、回収率1,064名なんていうそんなアンケート結果がたびたびされておるわけです。それでも、世の中というのは、そのアンケート調査が世の中の指標となって、新聞社の方もおりますけれども、どこの新聞でも大体そんな程度の規模でアンケート調査というのはされておるわけです。ですから、板倉町のその5,000戸あるいは20歳から49歳までの対象者5,000名のうち、2,000名を対象としたということは、かなりこの精度は高いということだと思っております。

ですから、そのアンケート調査よりも、住民投票を実施して住民の意思を確認することがベストな方法であることはこれは間違いないのですけれども、なかなかそれをやるのは手間と暇とお金とかかるわけですし、十分にこれはいつでもできるのですから、法定合併協議会が設置できても、同時並行でそれ実施することはできますから、ぜひそういう主張される形は実施されるのがよろしいかとも思うのです、できますから。簡単にできますよ、これ。住民ですと2%の署名をもって住民投票条例を申請しなければならないのですけれども、議員であれば1人でその条例の提案を求めることができるわけですから、ぜひやっていただきたいと思うのです。それでも合併協議会が終了するまでに、十分その住民の意思は確認することができます。そういうことですから、ぜひやっていただければと思うのです。

それから、この合併について賛成、反対ということがこのアンケート調査からも読み取れるのですけれど

も、22年の結果、昨年度の結果についても同様の反対意見が約20%ぐらいはあるわけですが、そういう方たちへの私は反論といいますか、述べたいと思うのですが、反対者の声の一番多いのは、単純にこの役場が遠くなるとか、不便になるということですが、これは決してそういうことはないと思います。総合支所方式で、隣の旧北川辺町や藤岡町が行っているように、相当数の職員は配置されて、日常の行政サービスは十分に従来どおり行われているということもあります。ちなみに旧藤岡町の職員も、今までの約4割からの職員が残って、日常業務を行っているようです。そういうことですから、普通の住民サービスは低下しないということだと思います。

それから、よく合併反対の声として多いのが、この税金が高くなると。これ結構よく聞くのですが、市町村住民税はこれ全国一律であるということを意外と知られていないのです。これは板倉町も明和町も館林も、あるいは前橋市も札幌市も横浜市も全部同率課税だということが知られていない。そういうことでどこからこの間違った、ゆがめられた情報が入っているのか、税金が高くなるということで合併反対だというようなこれは意見が現実にあります。そういう人たちにぜひ理解をしていただきたいと思います。

それから、よく聞く話は、この周辺部、地方は見捨てられるのではないかと、あるいは後回しになるのではないかと、環境整備とか、いろんな面で。そんなことはないと思うのです。日本を見ていただいても、山間地とか、離島だとか、随分整備されて、立派な道路、立派な役場、学校、そういうのができているように、決して地方は見捨てるとかいうことはなく、全国津々浦々、どこに住んでいても同じような生活水準が保てるようにやっているのが国のその基本政策ですから、当然館林と合併されても、館林がそんなことをすることは決してない。これは明治時代や江戸時代と違うわけですから、公正な行政を行うというのが基本方針ですから、そういう心配もないと思うのです。そういうところで、合併の住民の声に対する不安を取り除いていただければと思うのです。

そして、先ほどもいろいろ反対意見も出ていますが、何といたってもこの合併を推進したほうがいいのかという住民の声は、誰でもこれはもう知っていることで、この人口減少社会、高齢化社会はこれは確実にやってくるわけですから、それを避けて通れないから、それはどうしたらいいかということ。たびたび皆さんが発言している中と同じことになりますけれども、それをどういうふうに乗り越えていくかということで、住民の方々も合併への期待をしている人が多いわけです。

それから、高齢化社会は、医療費のこの増大という、これも住民の方はよく知っておるわけです。もう医療費の増大は、今のこの団塊の世代の方々が約10年以内かな、10年以内かそこら辺で後期高齢者の域に入っていくわけです。これはそうしますと社会福祉費といいますか、この医療費、介護費、そういったものは果てしなく、今だって日本の国家予算に匹敵するぐらいの予算費と、板倉町においても通常の一般会計の予算が50億円から時には55億円とか、そんな程度の中で、医療・福祉費は今50億円ぐらいな予算を計上しておるわけです。国民健康保険と介護保険と後期高齢者医療保険を実質合わせると45億円とか50億円とか、そのぐらい、これは国民健康保険というのは、板倉住民全部加入しているわけではないですから、1万5,000人のうち、5,000人程度の加入者でこれだけのお金を使っておるわけですから、そのほかにいろいろ社会保険とか、公務員の方は何か共済保険というのですか、そういうのに入っている方もおっての医療費ですから、これは大変な費用がかかっておるわけです。そういうものに耐えていくのには、広域化も大切なのですが、やはり合併したほうが事務効率もよく、メリットがあるのではないかと思います。

広域化というのは、既に実施されておるわけです。合併のメリットがない、メリットがないという反対者の声もあるのですが、既に先ほどもいろいろ出ていますけれども、主要な行政部分において、もう既に事実上合併しておるわけですから、そのメリットがあるから、そういう広域行政を部分的に実施しておるわけですから、決してメリット、デメリットなんて論じるのが私はちょっとおかしいのではないかと。既に半分以上、場合によっては7割ぐらい広域行政がもう実施されておるわけですから、されていないのは人間の体でいくと頭だけまだ別々で、手足は全て一緒になっているというぐらいなのが今の行政の仕組みかと思えますので、それならいっそのこと一緒になって、効率的な行政を運営すると、もう少子高齢化は確実にこれやってくるわけですから、やってくるというか、もう入っているわけですから、それに対応するには、やはり先を見越して、もう早目ではないのです。合併が時期尚早だというような反対論者もいるようですが、時期尚早ではない、時期遅れなのです。もう陸上競技でも1周遅れ、2周遅れのところを走っているようなものですので、決して時期尚早ではない。時期遅れというようなことではないかと私は思うので、ぜひ住民の声を尊重していただいて、まず入り口である1市1町の合併協議会設置に賛成していただければということで、賛成討論をしたいと思えます。

以上です。

○**仮議長（黒野一郎君）** ほかに討論はありませんか。

2番、針ヶ谷稔也君。

○**2番（針ヶ谷稔也君）** 2番の針ヶ谷です。よろしく願いいたします。

基本的に合併協議会の設立については、賛成の姿勢を持っております。ただし、今、法にのっとって粛々とということで町長からも説明がありましたけれども、住民発議によって日程を踏まえて進んでいる状況です。今回この臨時会で否決されるということになりますと、町長の考え方としては住民投票へ持っていくというような発言も以前ありました。今の情報が新聞紙面で知るような状況の中で、いきなり住民投票ということになりますと、余りにも乱暴ではないかなと思えます。であれば、協議会をしっかり立ち上げて、館林と板倉の間でどういう話し合いが持たれていて、それが板倉のためになるような合併の協議会の運営をされているのかどうかというのを明らかにしていくほうが住民もわかりやすく、考える余地があるのかなと思えますので、協議会の設立には賛成いたします。

以上です。

○**仮議長（黒野一郎君）** ほかに討論ありませんか。

4番、亀井伝吉君。

○**4番（亀井伝吉君）** 4番の亀井です。賛成の討論をいたします。

館林市と板倉町といいところ、悪いところそれぞれ協議する中で出てくると思えます。いいところはさらに伸ばし、また悪いところは改めていく、そういうことで協議会はぜひ設置していただきたいと思えます。板倉町にはすごい資源があるとか、館林にもすごい資源がある。他市町村から見ているところ、悪いところ、自分のところではわからないところがあると思えますので、ぜひ協議してもらって、いいところ、悪いところ直しながら、また伸ばしながらやっていただきたいと思えます。

以上です。

○**仮議長（黒野一郎君）** それでは、討論を終結します。

これより議案第29号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○仮議長（黒野一郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○町長挨拶

○仮議長（黒野一郎君） 以上で今臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 大変長時間にわたりまして、特に議案第29号については、将来の町の方向性を決める大事な議論ということで、それぞれ持論も展開していただき、またその素地には本日までそれぞれの議員が悩み、苦しみ、最終的には多数をもって議決をいただいたということでもあります。

聞いておりますと、住民投票を先にまずやるべきだとか、いろいろご意見もあったようでございますが、まずはやはり代表するしっかりした方々の意見を調整をし、いわゆるそれが協議会の場でもあるわけでありますので、そういった形で進めることをありがたく思っております。

今日の議論は、それぞれの意見は一応貴重な意見と捉え、ともに町の幸せを第一義とやはり考えざるを得ないわけでありますから、これからの経験したことのない、よくそういう表現を使わせていただくのですが、経験したことのない大波が来ることは間違いありませんと国が言っていますし、我々もそう思っております。そういった大波にいわゆる大海に乗り出すのに、大きな船で乗り出すのか、小さな船がよろしいかという究極はその選択になるはずであります。この後、そういったことを逐一項目で何項目になるか、表現の仕方でも100あるいは1,000あるかと思いますが、一つ一つ原点は第一義の町民の幸せを踏まえて考えて真剣に議論をする場がこれで立ち上がったということでもあります。ぜひそういったことで、今後も町民の皆さんも当然注視をしていくでありましょうし、また我々も秘密裏にとり行うなんてことは、今の民主的な時代、あり得ませんし、また先ほど青木議員が言ったような住民発議が必要であれば、町に求めなくても議員さん1人でできます。町民の皆さんでも50分の1かですみますので、ぜひ町の将来を先ほど考えた皆さんでありますから、必要なときに必要にみずから行動していただく、それが求められるのではないかと思っております。

1つだけつけ加えますが、この8年間私は放置をしておいた経緯はございません。あらゆる機会、一般質問等々質疑も通しまして、私一人だけが合併を推進をするという形ではとても推進できない。議会の各位にもぜひ合併特別委員会も持っているのだから議論をしていただきたいというようなことも常々申し上げてまいりました。そういったことも含めて、本日そういう意味では内容の濃い議論を初めていただいたということでもあります。方向性を出していただいてありがたく思いながら、まさに今日の冒頭申し上げましたが、行楽シーズンあるいはスポーツシーズン、まだ総会シーズンも終わっておりません。農繁期もこれからいわゆる入ってまいります。昼夜を問わず、多忙な時期ともなりますので、ぜひ議員各位にも体調に留意され、活発なさらに今後の議員活動も町民の期待を負託を背負っておるわけでありますから、ぜひお願いを申し上げ

げ、本日のお礼の言葉といたします。大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○仮議長（黒野一郎君） 以上をもちまして平成28年第1回板倉町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前11時00分）